

片瀬目白山自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、片瀬目白山自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を片瀬目白山町内会と十分に連携をとりながら行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 本会は片瀬目白山町内会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|----------|-----|---|
| (1) 会長 | 1人 | (片瀬目白山町内会の会長が兼務する。) |
| (2) 副会長 | 2人 | (片瀬目白山町内会の副会長が兼務する。) |
| (3) 事務局 | 若干人 | (片瀬目白山町内会の防災部長が兼務する。) |
| (4) 幹事 | 若干人 | (片瀬目白山町内会の防災部長以外の部長および片瀬目白山町内会から選出された片瀬地区東ブロック自主防災会の委員が兼務する。) |
| (5) 会計 | 1人 | (片瀬目白山町内会の会計が兼務する。) |
| (6) 会計監査 | 1人 | (片瀬目白山町内会の会計監査が兼務する。) |

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

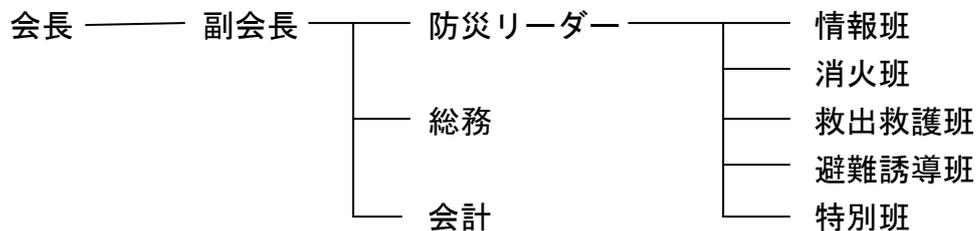
- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
 - 3 事務局は、防災活動の計画立案および第8条に規定する役割を担当する。
 - 4 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
 - 5 会計は、本会の会計出納を掌握する。
 - 6 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員を選任)

- 第7条 役員は会長の推薦により片瀬目白山町内会の役員会の承認を得て片瀬目白山町内会の会長が委嘱する。

(組織と役割)

- 第8条 地震等の発生時における防災活動をより効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



- 2 防災リーダーは、事務局が兼務し、会長の指示のもとに防災活動全般を指揮する。事務局が不在の場合は副会長または幹事の中から会長が指名する。
- 3 総務は、会長が指名する。各種会議の招集・進行、町内への呼びかけ、外部との交渉等を行う。
- 4 各班の班長は、幹事の中から会長が指名する。班長が不在の場合は班員または会員の中から会長が指名する。
- 5 情報班は、本班の班員である片瀬目白山町内会の第1～第6班の班長が各々の班内の会員から安否と被害状況について収集した情報等を取りまとめ、防災リーダーへすみやかに報告する。
- 6 消火班は、片瀬目白山町内に設置された消火器等を用いて初期消火につとめる。
- 7 救出救護班は、情報班が得た情報に基づく防災リーダーの指揮によって救助活動を行う。
- 8 避難誘導班は、情報班が得た内部の情報および総務を通じて得た外部の情報に基づく会長の指示によって会員の避難誘導を行う。
- 9 特別班は、必要に応じて会長が設置し、班長を指名する。班長の指名は既存の班の場合と同じとする。

(会議)

第9条 本会に、総会および幹事会を置く。

(総会)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 本会規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成および改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 本会の予算および決算に関する事。
 - (5) その他総会が特に必要と認めた事。

(幹事会)

第11条 幹事会は、会長、副会長、事務局、会計および幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第12条 本会は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護および避難誘導に関する事。
 - (5) その他必要な事項。

(会費)

第13条 本会の会費は、片瀬目白山町内会の会費で賄う。

(会計年度)

第14条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第15条 会計監査は、監査結果を総会にて会員へ報告する。

付則

この規約は、平成21年4月5日から実施する。